



2019年5月22日

各 位

会社名 大豊工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 杉原 功一
 コード番号 6470（東証・名証第一部）
 問合せ先 専務取締役 河合 信夫
 電話番号 （0565）28-2225

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月22日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を2019年6月11日開催の第113回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 変更理由

剰余金の配当等を機動的に実施することができるように、変更案第41条（剰余金の配当等）を新設するとともに、重複する現行定款第41条（期末配当金）および、現行定款第42条（中間配当金）を削除し、現行定款第43条（配当金等の除斥期間）を変更案第41条（剰余金の配当等）および、変更案第42条（剰余金の配当等の支払免除）に変更するとともに、一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計 算 (新 設)	第7章 計 算 (剰余金の配当等)
	<p><u>第41条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。</p> <p><u>2</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>3</u> 当社は、取締役会の決議によって、本条第1項、第2項のほか、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p><u>4</u> 未払の剰余金の配当には、利息を付さない。</p>

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(期末配当金) 第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(中間配当金) 第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(配当金等の除斥期間) 第43条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払の期末配当金および中間配当金には、利息を付さない。</p>	<p>(剰余金の配当等の支払免除) 第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から3年を経過したときは、当社はその支払義務を免れる。 (新設 第41条 4項へ変更)</p>

3. 日程

2019年6月11日開催の第113回定時株主総会の決議を経て、効力が発生します。

以上